

令和 6 年 度

鳴門市国民健康保険運営協議会議案書

(追 加 資 料)

【 その他の報告 】

(1) 国民健康保険法施行令の一部改正について

(2) 被保険者証から資格確認書・マイナ保険証への移行について

【その他の報告】

(1) 国民健康保険法施行令の一部改正について

「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正することとされました。

① 国民健康保険料の基礎賦課額(医療分)及び後期高齢者支援金等賦課額(支援分)に係る賦課限度額の引き上げ(令和7年4月1日から施行)

国民健康保険料のうち、基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額について、65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額(支援分)に係る賦課限度額について、24万円から26万円に、それぞれ引き上げることとしたこと。

○賦課限度額の引き上げ

[現行] 賦課限度額 106万円
(医療分 65万円、後期支援金分 24万円、介護分 17万円)
[改正後] 賦課限度額 109万円
(医療分 66万円、後期支援金分 26万円、介護分 17万円)

なお、介護分については、現行のままとなります。

② 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減するための所得基準額の引き上げ(令和7年4月1日から施行)

低所得者に対し応益分保険料(均等割、平等割)を軽減するための所得判定基準について、5割軽減の基準のうち被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準のうち被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に、それぞれ引き上げることとしたこと。

○所得判定基準の引き上げ

5割軽減 [現行] $43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times \text{被保険者数} \times$
[改正後] $43\text{万円} + 30.5\text{万円} \times \text{被保険者数} \times$
2割軽減 [現行] $43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times \text{被保険者数} \times$
[改正後] $43\text{万円} + 56\text{万円} \times \text{被保険者数} \times$

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(2) 被保険者証から資格確認書・マイナ保険証への移行について

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行はされなくなりました。
現在交付している被保険者証については、最長で令和7年12月1日まで使用できます。

【被保険者証等移行スケジュールについて】

